

熊本県告示第 337 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成16年4月2日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【痴呆対応型共同生活介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
グループホーム つばめ 阿蘇郡白水村大字吉田 2043 番地	株式会社 白水ディエイチ シー	平成16年3月15日

熊本県告示第 338 号

養鶏振興法（昭和35年法律第49号）第7条第1項の規定により、ふ化業者を次のとおり登録した。

平成16年4月2日

熊本県知事 潮 谷 義 子

登録番号	登録年月日	ふ化業者の住所及び名称	ふ化場の住所及び名称
平成第1 5-1	平成16年 3月18日	熊本県菊池郡西志志町野々島 4393- 190 番地 熊本県養鶏農業協同組合	熊本県鹿本郡菊鹿町上内田 5502 熊本県養鶏農業協同組合菊鹿ふ化場

熊本県告示第 339 号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の10第1項の規定により指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成16年4月2日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	事業の種類
さくらケアサービス山鹿 山鹿市大字山鹿 343 番地の 4	特定非営利活動法人 ウィン ディ 21 やまが 山鹿市大字山鹿 343 番地の 4 右田 賢司	平成16年 3月25日	43000300143111	児童居宅介 護

熊本県告示第 340 号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の4第1項の規定により指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成16年4月2日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	事業の種類
さくらケアサービス山鹿 山鹿市大字山鹿 343 番地の 4	特定非営利活動法人 ウィン ディ 21 やまが 山鹿市大字山鹿 343 番地の 4 右田 賢司	平成16年 3月25日	43000100168110	身体障害者 居宅介護

熊本県告示第 341 号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の5第1項の規定により指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成16年4月2日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	事業の種類
さくらケアサービス山鹿 山鹿市大字山鹿 343 番地の 4	特定非営利活動法人 ウィン ディ 21 やまが 山鹿市大字山鹿 343 番地の 4 右田 賢司	平成16年 3月25日	43000200227113	知的障害者 居宅介護

熊本県告示第 342 号

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 700 条の 6 の 4 第 3 項の規定により、軽油引取税の特約業者の指定を次のとおり取り消した。

平成 16 年 4 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

名 称	代 表 者	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
カジオ貝印石油株式会社	代表取締役 梶尾真治	熊本市上熊本三丁目 25 番 1 号	平成 16 年 3 月 1 日

熊本県告示第 343 号

貸金業の規制等に関する法律（昭和 58 年法律第 32 号）第 37 条第 1 項第 1 号の規定による行政処分について、同法第 41 条の規定により次のとおり告示する。

平成 16 年 4 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 被処分者
 名 称 東南保証
 氏 名 久保隆之
 主たる営業所等の所在地 熊本市島町三丁目 8 番 34 号 201
 登録番号 熊本県知事（1）第 02208 号
 登録年月日 平成 14 年 7 月 19 日
- 2 行政処分の年月日
平成 16 年 3 月 25 日
- 3 行政処分の内容
登録の取消し
- 4 適用条文
貸金業の規制等に関する法律第 37 条第 1 項第 1 号

熊本県告示第 344 号

貸金業の規制等に関する法律（昭和 58 年法律第 32 号）第 37 条第 1 項第 1 号の規定による行政処分について、同法第 41 条の規定により次のとおり告示する。

平成 16 年 4 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 被処分者
 名 称 日興ファイナンス
 氏 名 雨森史浩
 主たる営業所等の所在地 熊本市本荘町 733 番地 7 浦上ビル 2 階
 登録番号 熊本県知事（1）第 02209 号
 登録年月日 平成 14 年 7 月 19 日
- 2 行政処分の年月日
平成 16 年 3 月 25 日
- 3 行政処分の内容
登録の取消し
- 4 適用条文
貸金業の規制等に関する法律第 37 条第 1 項第 1 号

熊本県告示第 345 号

貸金業の規制等に関する法律（昭和 58 年法律第 32 号）第 37 条第 1 項第 1 号の規定による行政処分について、同法第 41 条の規定により次のとおり告示する。

平成 16 年 4 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 被処分者
 名 称 太陽興産
 氏 名 島田孝紀
 主たる営業所等の所在地 玉名市伊倉北方 51 番地
 登録番号 熊本県知事（2）第 02096 号
 登録年月日 平成 15 年 7 月 13 日
- 2 行政処分の年月日
平成 16 年 3 月 25 日
- 3 行政処分の内容
登録の取消し
- 4 適用条文
貸金業の規制等に関する法律第 37 条第 1 項第 1 号

熊本県告示第 346 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。

平成16年4月2日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
アイリスケアセンターけいとく 熊本市練兵町74 清香アートビル 1F	株式会社 ニチイ学館	平成16年3月18日

熊本県告示第 347 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。

平成16年4月2日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
介護計画センター すずらん 人吉市願成寺町482 番地2	有限会社 介護生活研究所	平成16年3月20日

熊本県告示第 348 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成16年4月2日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
グループホーム 聖心園 人吉市南町8 番地1	社会福祉法人 仁和会	平成16年3月25日

熊本県告示第 349 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第3号の規定により、指定介護療養型医療施設を次のとおり指定した。

平成16年4月2日

熊本県知事 潮 谷 義 子

施設の名称及び施設の所在地	開設者名	指定年月日
下田内科クリニック 熊本市鶴羽田町655 番地	医療法人社団 下田会	平成16年4月1日

熊本県告示第 350 号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病に係る届出があったので、同条第4項の規定により公示する。

平成16年4月2日

熊本県知事 潮 谷 義 子

病 名	区 分	発 生 年 月 日	発 生 場 所	発 生 頭 数	適 用
ヨーネ病	患畜	平成16年3月22日	阿蘇郡産山村	1戸2頭	乳用牛

公 告

熊本県公告第 307 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成16年4月2日

熊本県知事 潮 谷 義 子